

よくあるご質問

Q1:死亡した人のマイナンバーカードはどうしたらいいですか？

A:亡くなられた方のマイナンバーカードの返却は必要ありません。処分をする場合は、死亡手続きを全て終えてから処分してください。

Q2:死亡した人が印鑑登録をしていたが、手続きは必要ですか？

A:印鑑登録をしていた方がお亡くなりになり、死亡届が提出されれば、印鑑登録の廃止手続きが自動的に行われるので、手続きの必要はありません。

なお、お亡くなりになれた方の印鑑登録証は返納いただくか、はさみを入れて処分してください。

Q3:死亡した人の住民票や戸籍はいつ頃から交付できますか？

A:あくまで目安ですが、 死亡届の提出先	つぎの死亡者の住民票		死亡者の戸籍	
	三原市	三原市以外	三原市	三原市以外
三原市	2～3日後	1週間後	2～3日後	2週間後
三原市以外	1週間後	1週間後	2週間後	2週間後

※夜間や休日に死亡届出をされた場合は、翌開庁日に戸籍及び住民票の記載をしますので、時間がかかることがあります。

Q4:本籍地以外でも戸籍謄本や除籍謄本は請求できるようになったと聞いたのですが、

A:最寄りの市区町村の窓口で戸籍謄本や除籍謄本の請求ができるようになりました。

請求する場合、必ず請求者が窓口にお越しになり、請求者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示していただく必要があります。

請求できる戸籍は本人のものだけでなく、直系（配偶者・父母・祖父母・子・孫等）の戸籍も請求できます。（兄弟姉妹の戸籍は請求できません。）

Q5:葬祭費申請に必要な「埋火葬許可証」とはどういったものですか？

A:火葬が済んだら、火葬場から遺族に手渡されます。葬祭費の申請や納骨の際に必要となりますので、大切に保管してください。

Q6:喪主や相続人代表者が遠方のため、手続きのために市役所に行くことができないのですが、どうしたらいいのですか？

A:代理人による手続きができる場合や郵送での手続きが可能な場合もあります。手続き内容によって異なりますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。